

## 幸区食育推進分科会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、幸区健康づくり推進連絡会議（以下、「連絡会議」という。）運営要領第6条の規定に基づき、幸区食育推進分科会（以下、「食育推進分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 食育推進分科会は、次の事項を所掌する。

(1) 「川崎市健康増進計画」と連携する、「川崎市食育推進計画」の推進に関する  
と

(2) その他必要な事項

2 食育推進分科会は、前項で検討した内容を連絡会議に報告するものとする。

### (委員等)

第3条 食育推進分科会は、食育推進に対して意欲のあるもの、また意欲的な取組をしている団体の代表者等をもって構成する。

2 委員の任期はおおむね2年とし、連絡会議の終期を越えないものとする。また、補充による場合の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (事務局)

第4条 食育推進分科会の事務局は、幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課に置く。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、食育推進分科会の運営に必要な事項は、保健所支所長の職務を担う地域みまもり支援センター所長（福祉事務所長が地域みまもり支援センター所長に充てられている場合には、副所長）が別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。